

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	症状が始まった日から 5 日以内に症状が無くなった場合は、症状が始まった日から 7 日目まで又は解熱した後、 3 日を経過するまで
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1 ~ 2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺の腫脹が消失してから
結核		感染のおそれがなくなつてから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗菌薬を決められた期間服用する。 7 日間服用後は医師の指示に従う）
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

<医師用>

**意見書**

前原中央保育園長 殿

入所児童氏名

病名「

」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医師名

印又はサイン

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行を出来るだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活出来るよう、意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮下さい。

○ 医師の診断を受け、**保護者**が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間 <sup>かいよう</sup>	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、 アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R Sウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

<保護者用>

<b>登園届</b> (保護者記入)	
<u>前原中央保育園長 殿</u>	
<u>入所児童名</u>	
病名 「 _____ 」 と診断され、	
年       月       日    医療機関名 「 _____ 」 において	
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。	
<u>保護者名</u>	<u>印又はサイン</u>

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行を出来るだけ防ぐことはもちろん、子ども達が一日快適に生活出来ることが大切です。

保育所入所児がよくかかる感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してからの登園するよう、ご配慮ください。